

つくば市建築物の敷地制限条例について

1 敷地制限条例の何が変わりましたか。

これまでの**茨城県**筑波研究学園都市における建築物の敷地の制限に関する条例から**つくば市**建築物の敷地制限条例となりました。

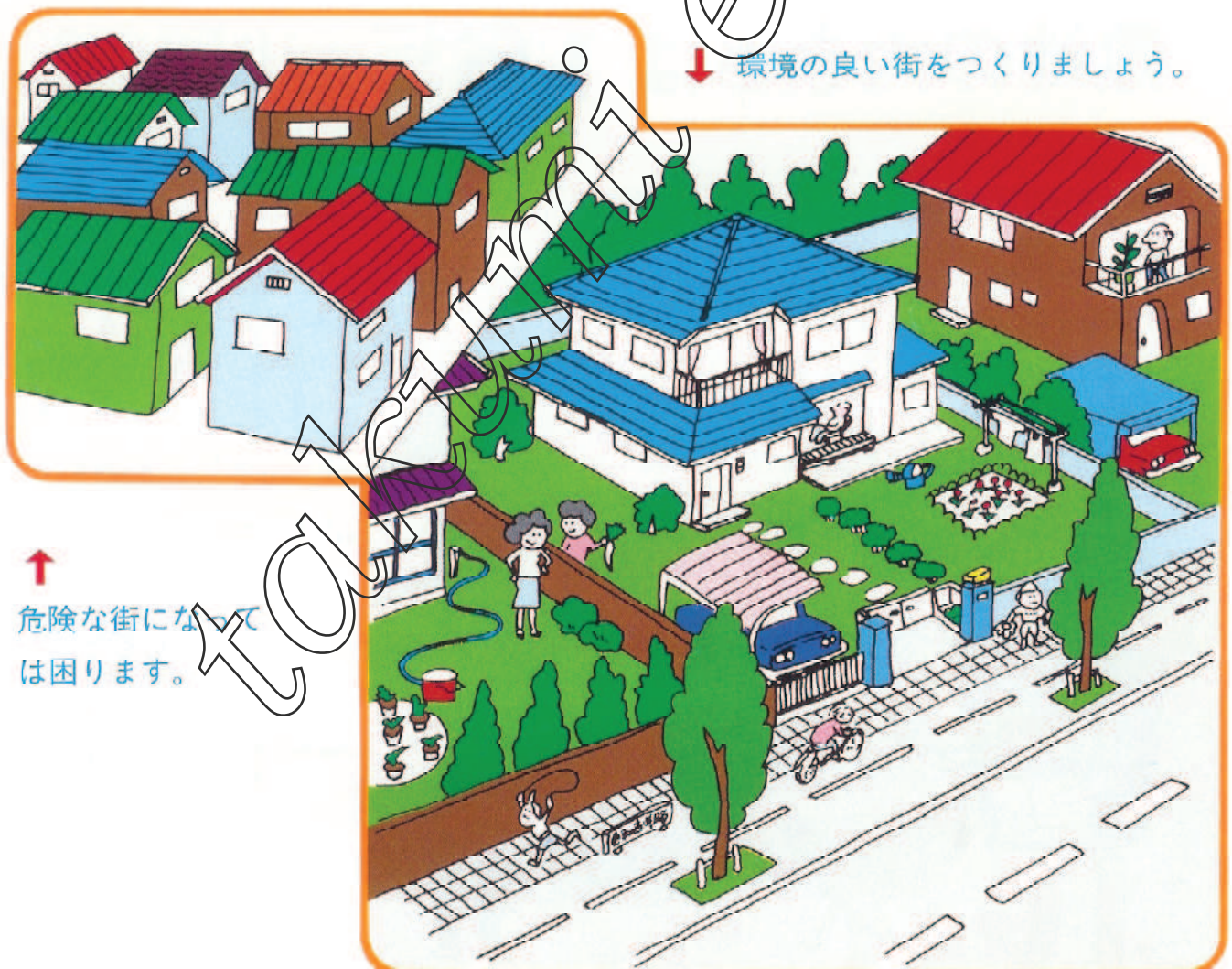
申請書が変わりましたので、**新しい様式で申請**してください。

条例杭（青杭）の交付がなくなりました。

平成15年4月1日から敷地認定が変わりました

2 敷地制限条例はどのような目的でできたのですか。

筑波研究学園都市は、国家プロジェクトとして土地区画整理事業を主体に健全な街づくりが行われてきました。ゆとりある研究・居住環境を目指して計画された都市も、ミニ開発によって建物が密集した危険で雑然とした街になりかねません。そこで、このような統一性のない街にならないよう建築物の敷地の広さを一定規模以上にすることにより、学園都市の適正な都市環境を保持していくためにできた条例です。



3 敷地制限条例の適用を受ける地域はどこですか。

この条例で敷地の制限を受ける地域は、**研究学園地区**（2,696ha）のうち、用途地域が第2種低層住居専用地域，第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域又は第2種住居地域に指定された地域です。（近隣商業及び商業地域は適用されません。）

なお、敷地面積の最低限度を定めた地区整備計画区域内は、この条例は適用されませんが、「つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」が適用されます。

4 敷地制限条例で規制される内容はどのようなものですか。

建築物を建てる場合には、その敷地面積が、165㎡以上でなければなりません。（ただし、旧県条例において昭和56年4月1日前に、165㎡に満たない土地について権利を有する人が届出をした土地は、将来にわたり建築することができます。）

この敷地規模は、敷地の植栽，駐車スペース，日照，相隣関係，防災等を考慮し、できるだけゆとりのある生活環境を保ち、反面、必要以上の規制とならないよう十分配慮をして定めたものです。

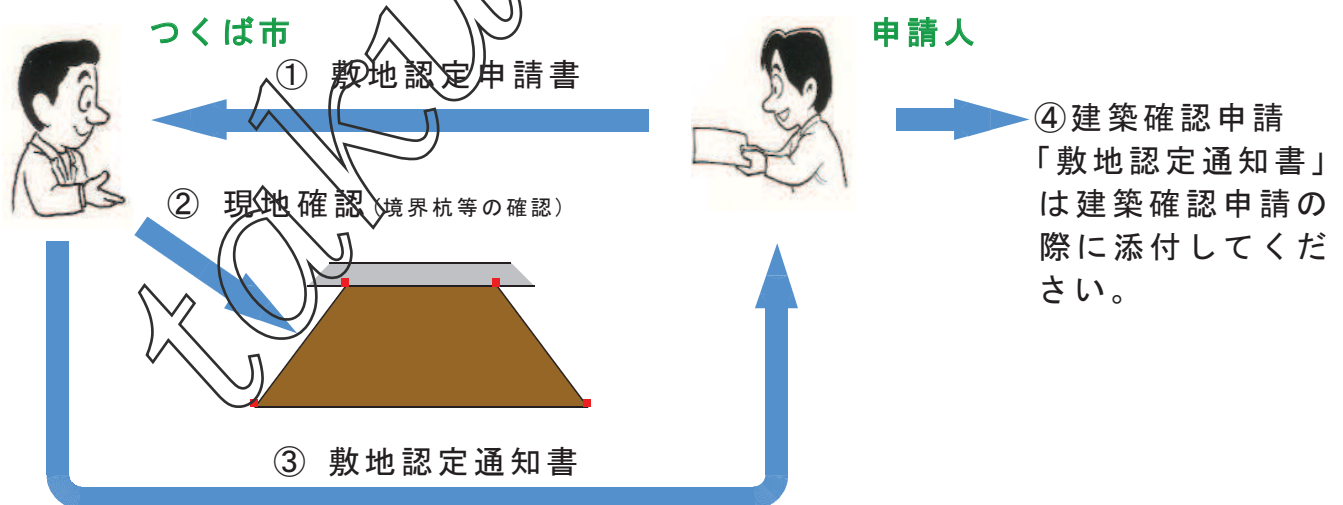
また、建築物を建築しようとする人は、敷地が165㎡以上あることの認定を受けて下さい。（敷地認定）

敷地の大きさは165㎡以上で

5 敷地認定申請はどのように行えばよいのですか。

敷地認定の手続は、敷地認定申請書をつくば市役所建築指導課に提出して行います。認定申請書の様式は規則できめられており、これに**付近見取図**，**敷地平面図**，**敷地面積計算書**（又は，**地積測量図**），**土地登記簿謄本**（原本）及び**公図の写し**などの添付が必要になります。

現地においては、申請した敷地の位置がわかるよう境界杭などを設置してください。



問合せ先 つくば市都市建設部建築指導課
つくば市苅間2530番地2（研究学園D32街区2画地）
電話 029-883-1111（代表）